

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年三月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

路線名	伊勢崎深谷線
供用開始の区間	深谷市中瀬字向島一六五六番一地先から同市中瀬字伊勢島一三一九番四地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	平成三十年三月十七日 (午後三時)
備考	平成二十九年九月二十六日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十六号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長一・二二六・八〇メートル